

令和8年5月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式101**を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

令和8年度の算定に関する手続き

届出書

5月

算定期間（6月から翌年5月）

R 8年度
実績報告書

8月

令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和8年度の実績を報告）※**様式102**を提出

令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和9年度の実績を報告）※**様式102**を提出

令和9年度の算定に関する手続き

算定期間（6月から翌年5月）

R 9年度
実績報告書

5月

5月

8月